

## 過年分の支払額が含まれる場合の源泉徴収について

### 1. 事象

- 年金記録の訂正による裁定の変更により、既に年金を受給している方の年金額が遡及して増額し、過年分を一括して支払う場合、社会保険庁では、従来から一括支払いした年金をその年の公的年金等の収入金額として、源泉徴収税額を計算・徴収し、それに基づく源泉徴収票を受給者に発行してきた。
- こうした場合、遡及した各年分の公的年金等の収入金額として源泉徴収税額を計算・徴収することが、適正な取扱いであることが確認できたので取扱いを改めることとした。

### 2. 影響

- 現在、調査中。該当する方は、裁定変更のあった方のうち、課税があり、かつ、裁定変更した年より前の年金支払額がある方に限定される。

### 3. 今後の対応

- 過年分の年金が一括して支払われた場合に、各年の所得に分けて源泉徴収票を発行し、それに応じて各年の源泉徴収を行うため、早急にシステム改修に取り組むこととし、それまでの間、以下のような対応を実施する。
  - ① 19年分の確定申告を行おうとする方について、その方の申し出により、源泉徴収税額を再計算した年別内訳書の発行を行う。源泉徴収票の再発行の求めがあれば、年別内訳書ではなく、正しい源泉徴収票を再発行する。  
確定申告の際には、とりあえずこの年別内訳書を添付することで確定申告の手続きを進めることができる。
  - ② 確定申告期日以降に、19年分及び18年以前分の年金給付について、税務当局に対し、法令に基づく税の処理手続きを行おうとする方についても、その方の申し出により、上記と同様に対応する。源泉徴収票の再発行の求めがあれ

ば、年別内訳書ではなく、正しい源泉徴収票を再発行する。ただし、これらの対応には時間要する。

③ 各年別の年金支払額に応じた源泉徴収税額を再計算した場合に、既に一括で徴収した源泉徴収税額と相違する場合は、今後年金をお支払いする過程の中で過不足を調整する。

④ 19年に裁定変更のあった方には、来年度早期に、「裁定変更があり、過年分が含まれる方については、当該事情の説明及び『過年分の年金が含まれている場合には、年別内訳書の発行等を行う』旨のお知らせ」を個別に行う。

○ システム完成後、19年分及び18年以前分の裁定変更のある者については、正しい源泉徴収票を再発行する。

○ これらの対応に当たっては、国税庁と連携し、以下のような取扱いとする。

19年分所得税の確定申告に際して、年別内訳書の発行や源泉徴収票の再発行に時間を要して、確定申告期限を過ぎても、年別内訳書や源泉徴収票の再発行後に、還付申告や納税申告を行うことができる。

